

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合出納員領収印を下記のとおり登録したので、秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第7号）第6条第2項の規定により告示する。

平成22年5月7日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

記

登録した公印

名 称	秋田県後期高齢者医療広域連合出納員領収印
使用開始期日	平成22年5月7日
印 影	

